

株式会社小田急トラベル発行の「旅行ギフト券」廃止および払戻しについて

いつも、小田急トラベルをご利用いただきありがとうございます。

小田急トラベルの前払式支払手段である「旅行ギフト券」は、2025年4月30日をもちまして廃止いたしました。長い間のご愛顧に心から感謝申し上げます。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づきまして、以下の通り払戻し手続きを実施いたします。未利用ギフト券をお持ちのお客様は、お申し出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社小田急トラベル

(2) 対象となる前払式支払手段

- ・株式会社小田急トラベルおよび前身となる株式会社小田急トラベルサービスが発行した旅行ギフト券または旅行券。
- ・表面に「¥1,000」または「¥5,000」または「¥10,000」、「株式会社小田急トラベル」または「株式会社小田急トラベルサービス」の記載があります。
- ・裏面に発行日、発行営業所の記載があります。



1,000円
(株式会社小田急トラベル発行)



10,000円
(株式会社小田急トラベル発行)



1,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)



5,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)



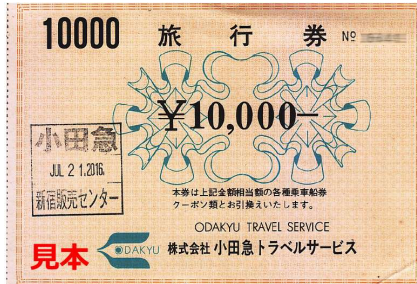
10,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)



1,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)



5,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)



10,000円
(株式会社小田急トラベルサービス発行)

(3) 払戻しについて

- ・払戻しお申し出期間

2025年5月1日（木）～2026年2月28日（土）

※2026年2月28日消印まで有効です。期間内にお申し出をされなかった場合、本払戻し手続きから除斥され対象となりませんのでご注意ください。

・払戻しお申し出方法

①以下「払戻申込書類一式」をご自身でダウンロードいただき印刷してください。

[>> 払戻申込書類一式をダウンロードする\[PDF\]](#)

②ダウンロードいただいたファイル内に含まれる記入例を参考に、「氏名（漢字・かな）」「住所」「電話番号」「未使用の旅行ギフト券枚数」「振込先口座情報（金融機関名・コード/支店名・コード/口座種別/口座番号/口座名義（漢字・かな））」をご記入ください。

③お持ちの旅行ギフト券を同封し、「小田急トラベル旅行ギフト券払戻事務局」までお客様ご自身で封筒をご用意のうえご郵送ください。

【送付先住所】〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-28-12 小田急トラベル旅行ギフト券払戻事務局 宛

④当社で金額を確認後、払戻し書類に記載いただいた金融機関の口座に振込にて返金いたします。郵送時の送料、振込手数料は当社で負担いたします。払戻しには一定の時間を要しますので、予めご了承ください。

・払戻しに関する注意事項

- ・ 損傷や汚損、改変等がある券は払戻しができない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 払戻し対象の券は株式会社小田急トラベルにて回収します。いかなる場合も返却いたしかねますので予めご了承ください。

（4）お問い合わせ先

小田急トラベル旅行ギフト券払戻事務局

TEL03-3379-6884

営業時間：平日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）